

# 内航一種事業の登録申請書類について

## **「事業計画」の記載要領**

### 1. 利用運送機関の種類

「内航海運」と記載してください。

### 2. 利用運送の区域又は区間

「全国各港間」と記載してください。

### 3. 主たる事務所の名称及び所在地

- ・ 本社の名称及び所在地を記載してください。
- ・ 内航貨物利用運送業務を統括する事務所が別にある場合には、当該統括事務所の名称及び所在地を記載してください。

### 4. 営業所の名称及び所在地

- ・ 内航貨物利用運送業務を行う営業所の名称及び所在地を記載してください。
- ・ 営業所がなく、本社のみで事業を行う場合には「本社と同じ」と記載してください。

### 6. 業務の範囲

「一般事業」と記載してください。

### 7. 貨物の保管施設の概要

- ・ 自社で所有又は借入れている保管施設がある場合に記載してください。
- ・ 他の事業者へ貨物の保管を委託する場合には、次のように記載してください。  
(例) 貨物の保管については、〇〇倉庫(株)に委託

### 8. 利用する運送事業者の概要

- ・ 利用する国内貨物運送を行う船舶運航事業者又は内航貨物利用運送事業者について記載してください。
- ・ 事業者名、住所、配船又は利用する船舶の船種(貨物船、タンカー等)、航路(定期航路、不定期航路の別)、種類(内航運送事業、内航貨物利用運送事業の別)を記載してください。

### 9. 備考

標準内航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可申請は不要となりますので、その場合には次のように記載して下さい。

「利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用する。」

## 添付書類について

1. 利用する運送事業者との運送に関する契約書の写し [参考1]
  - \*原則として、運送委託契約書等の写しを添付していただきますが、内航海運事業における商取引慣行上、貨物利用運送契約書の添付が困難である場合には、運賃の見積書等の添付に代えることができます。
2. 貨物利用運送事業の用に供する施設(事業計画に記載している事務所その他の営業所、保管施設)に関する事項を記載した書類
  - ① 都市計画法等関係法令に抵触しないことを証する書類(宣誓書) [参考2]
  - ② 使用权原を証する書類(宣誓書) [参考2-2]
  - ③ 施設明細書 [参考3]
    - \*事業計画の中で、自社所有又は賃貸借契約を結んでいる保管施設がある場合に作成してください。
    - \*構造の欄は、RC造、木造等の区分を記載し、冷蔵倉庫等特殊な保管施設についてはその旨注記してください。
    - \*附属設備の欄は、火災防止設備、盗難予防設備等について記載してください。
3. 既存の法人の場合
  - ① 定款又は寄付行為及び登記簿謄本
  - ② 最近の事業年度における貸借対照表
  - ③ 役員名簿及び履歴書
    - \*履歴書は学歴・職歴・賞罰等について記載してください。 [参考4]
4. 法人を設立しようとする場合
  - ① 定款又は寄付行為の謄本
  - ② 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
    - \*履歴書は学歴・職歴・賞罰等について記載してください。 [参考4]
  - ③ 設立しようとする法人が株式会社である場合は、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類 [参考6]
5. 個人の場合
  - ① 財産に関する調書
  - ② 戸籍抄本
  - ③ 履歴書
    - \*履歴書は学歴・職歴・賞罰等について記載してください。 [参考4]
6. 宣誓書(貨物利用運送事業法第6条第1項第1～5号に規定する役員の欠格事由のいずれにも該当しない旨を証する書類) [参考5]
  - \*連名によるものでも差し支えありません。

## 財産的基礎について

内航一種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしている必要があります。

- ・財産的基礎(純資産300万円以上)を有していること。

## 利用運送約款について

内航一種事業を行おうとする場合、登録申請と併せて利用運送約款の認可を受ける必要があります。利用運送約款設定認可申請書〔参考7〕に下記の事項を記載した約款を添付して運輸局長あて提出してください。

※なお、標準内航利用運送約款を使用する場合には、認可申請は不要です。

利用運送約款には、次の事項を記載して下さい。

1. 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
2. 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
3. 利用運送の引受けに関する事項
4. 受取、引渡し及び保管に関する事項
5. 損害賠償その他責任に関する事項

## 運賃及び料金の設定届について

### 1. 届出の対象となる事業

運賃・料金の届出対象となるのは、内航貨物定期航路を利用する事業であり、内航貨物定期航路を利用してばら積み貨物を運送する事業や、内航不定期航路を利用する事業については、本届出は不要です。

### 2. 提出時期

内航運送に係る第一種貨物利用運送事業の登録を受けた後、運賃及び料金を設定し、その実施の日から30日以内に届出書を提出してください。

### 3. 提出先

運賃料金設定届出書〔参考8〕に基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を添付して運輸局長あて提出してください。

### 4. 運賃及び料金の種類、適用方法について

運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従って記載してください。

- ① 貨物利用運送事業者が荷主から收受する運賃及び料金は、原則として、実運送事業者に支払う運賃及び料金を貨物利用運送事業者の取扱手数料を加算した額とする。
- ② 幅運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示する。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定する。
- ③ 運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであること。また、割増・割引の対象が明確にされていなければならない。
- ④ 附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならない。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならない。
- ⑤ 港湾運送事業者に支払う港湾運送に係る料金は、届出の対象としない。
- ⑥ 航路別・品目グループ毎に(例：家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。なお、自動車航送をする貨物定期航路に就航する船舶(いわゆる貨物フェリー)を利用する貨物利用運送事業にあつては、シャーシ単位、コンテナ単位等利用する船舶の船型及び運航形態に応じた基本運賃を設定し、その適用方法を明示すること。

## 運送委託契約書

運送委託者、〇〇物流株式会社（以下甲という。）と、船舶運航事業者である運送受託者、××海運株式会社（以下乙という。）との貨物利用運送事業に係る内航貨物の運送委託契約は、下記条項による契約とする。

### 記

- 第1条 乙は甲より委託を受けた貨物を甲の指定する積荷港又は陸揚港に迅速、確実、丁寧で輸送するものとする。
- 第2条 この運送請負契約は乙が甲（甲の指定する者）から貨物を受け取ったときから、当該貨物を甲（甲の指定する者）に引き渡すときまでの内航運送契約に適用する。
- 第3条 乙は甲より貨物運送の委託を受けたときは、遅滞なく運送に係る必要な手配をなし、作業完了次第、関係書類を甲に提出するものとする。
- 第4条 甲が乙に支払う運賃は乙との別途協議により海運業界の慣行等に則り決定する。
- 第5条 前条の基準に基づいて決定した運賃の支払時期も別途協議により決定する。
- 第6条 乙における荷役並びに輸送中に生じた事故については、国内法及び慣習に基づいて誠意を持って解決する。
- 第7条 乙は前条の事故発生の場合は、責任をもって処理し甲又は荷主に対しいささかも迷惑を及ぼさないものとする。
- 第8条 甲と乙は当該運送取扱に関する業務全般に亘って相互に誠意を持って行い、公衆の利便を増進し、貨物利用運送事業の健全な発展を図るため、誠実にこの契約を履行するものとする。
- 第9条 本契約の有効期間は、甲が内航運送に係る第一種利用運送事業の登録を受けた日から●年間とする。なお、本契約は、甲乙双方より何らの意思表示がない場合は●年間更新するものとし、以後これに準じて延長する。但し、有効期間中であっても●ヶ月前の予告をもって契約を解除することができるものとする。
- 第10条 この契約中に規定されていない事項の措置について必要のあるときは、甲乙はその都度協議して決定する。
- 第11条 この契約は法規の制定、改廃、監督官庁の指示、命令、その他により改定の必要を生じたときは、甲乙はその都度協議して決定する。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

乙

(所在地)

(所在地)

(商号)

(商号)

(代表者)

(代表者)